

●住民センターに係る補助金 ※①は、②又は③と併用可

(別紙2)

	補助制度	補助対象	補助率	助成金	認可地縁について
①	沼田市コミュニティ施設整備費補助金	新 築	1/4以内	300万円まで (用地取得を含む場合500万円まで)	用地取得の場合、認可地縁団体に限る
		改 築	1/4以内	150万円まで	—
		【備考】 千円未満切り捨て ■補助対象 新築又は改築に要する本工事費：建物の基礎、く体、屋根造作及び仕上部分工事 新築又は改築に要する付帯工事費:電気、ガス及び給排水衛生設備工事 移転に要する費用：新築又は改築に伴う移転費用 ■補助対象外 屋根・壁塗装、網戸・畳交換などの維持修繕に係る経費、備品購入、事務費など			
②	コミュニティセンター助成事業 (自治総合センター)	新 築	3/5以内	2, 000万円まで	認可地縁団体に限る
		【備考】 10万円未満切り捨て 改築は対象外、大規模修繕は対象(ただし、自治会がコミュニティセンターの所有者として保存登記済であること) 採択枠: 県内年2～3件 ■補助対象 建設本体工事費、付帯設備(電気、空調、給排水等)工事費、同一年度に工事費と一体となった設計管理料等 ■補助対象外 土地取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費等			
③	魅力あるコミュニティ助成事業 (群馬県市町村振興協会)	新 築	1/2以内	500万円まで	認可地縁団体に限る
		改 築	1/2以内	250万円まで	—
		【備考】 千円未満切り捨て 採用枠: 自治体で1件が基本 ■補助対象 直接工事費 新築………高齢化・少子化・災害対策に対応した施設 改築改修……階段改修、トイレ改修、外壁改修、屋根補修、基礎補修等(高齢化・少子化・災害対策は優先的に助成) ■補助対象外 土地取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費、増築工事、太陽光パネル設置等			

●コミュニティ広場の整備に係る補助金

	補助制度	補助対象	補助率	助成金	認可地縁について
④	沼田市コミュニティ施設整備費補助金	用地取得費	1/2以内	300万円まで	認可地縁団体に限る
		造成整備費	1/2以内	100万円まで	—
		【備考】 千円未満切り捨て 造成整備費については、用地面積300～500㎡未満であって、10年以上使用が見込まれること			

●コミュニティ活動のための設備の整備に係る補助金

	補助制度	補助対象	補助率	助成金	認可地縁について
⑤	一般コミュニティ助成事業 (自治総合センター)	設備の整備に直接必要とされる経費	10/10以内	100万円～250万円まで	—
		【備考】 10万円未満切り捨て 建築物・消耗品は除く 住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。 ■補助対象 エアコン、除雪機、テント、刈払機、音響設備、テーブル、発電機、複合機等 東屋等(建築物に該当しない) 自治体の建築主事等の証明書を添付すること 簡易倉庫、収納庫、物置等(基礎工事・アンカー工事を伴わない) ■補助対象外 観光目的や教育(学校)行事目的に整備するもの、個人の利用に留まるもの・広場の砂場や遊歩道等の整備 建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等) 防災目的の備品・地域性のない楽器類(軽音楽器、ピアノ等)、自転車・動力の付いた屋台、山車等 車両に搭載する目的の備品(無線機等)・防犯カメラ、水車・ホテル等の育成に関する設備、備品 PCアプリケーションソフト(パソコンと一体となっているものは対象とする)・照明器具等のうち、電球のみの整備 一般調理器具(食器、包丁、やかん、鍋等)、山車倉庫			
⑥	魅力あるコミュニティ助成事業 (群馬県振興協会)	設備の整備に直接必要な経費	10/10以内	200万円まで	—
		【備考】 千円未満切り捨て ■補助対象 ① 一般備品 コミュニティ行事:祭り行事(提灯、法被、こども神輿)、体育行事(屋外テント、音響設備、物置)、一般集会行事(机、椅子)、展示行事(展示パネル)、廃品回収行事(車載スピーカー)等 集会施設関連:エアコン、コピー機等 地区生活安全:防犯灯等 防災関連:自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な備品等 その他:地域の事情に応じた備品等(適切と認められるもの) ※上記具体例に該当する場合でも、設置場所や目的により助成対象外となることがあります。 ② 伝統芸能備品 古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品(獅子頭、太鼓、山車、御輿、山車人形等)の購入及び修繕 ■補助対象外 テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、プロジェクター、ホワイトボード、屋外遊具、AED、太陽光発電、山車小屋等			